報道発表

令和4年3月29日 財務 省

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、今般、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、令和4年3月25日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」に基づき、本日、輸出貿易管理令の一部を改正する政令が閣議決定され、ロシア連邦への奢侈品の輸出禁止措置を4月5日より実施することとしました。

これに併せて本日付で関連する省令等を改正することにより、規制対象となる具体的な貨物等を定め運用面の整備を行います。また、外国為替令第8条第1項の規定に基づく財務省告示の改正により、紙幣等の輸出禁止措置を導入します(輸出貿易管理令の一部改正と同日付施行・適用)。

これらの措置の詳細については、別紙の報道発表資料を御覧ください。

(別紙)

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施します(輸出貿易管理令の一部を改正)(経済産業省)

連絡・問い合わせ先 財務省国際局調査課外国為替室 Tol. 03-3581-4111 内線 5753

News Release



財務省 同時発表

2022年3月29日

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施します(輸出貿易管理令の一部を改正)

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に 我が国として寄与するため、今般、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏ま え、ロシアへの奢侈品輸出禁止措置を実施するために令和4年3月29日(火曜日)に閣議決定された輸出貿易管理令の一部を改正する政令を公布・施行しま す。

1. 概要

ウクライナを巡る国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和 4 年 3 月 25 日に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下、外為法という。)によるロシア向けの奢侈品輸出禁止措置を導入することが閣議了解されました。これらを踏まえ、本日、輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)の一部を改正する政令が閣議決定され、当該措置を 4 月 5 日より実施します。

これに併せて本日付で関連する省令等を改正することにより、規制対象となる具体的な貨物等を定め運用面の整備を行います。また、外国為替令第 8 条第 1 項の規定に基づく財務省告示の改正により、紙幣等の輸出禁止措置を導入します(輸出貿易管理令の一部改正と同日付施行・適用)。

2. 改正された政令の概要

〇対象となる奢侈品(輸出貿易管理令に基づく輸出禁止)

酒類

たばこ製品

• 香水類、化粧品

革製品

毛皮

衣類、履物

· 帽子

• 絨毯

• 宝飾品

陶磁製品

ガラス製品

ダイビング用機器

乗用車、バイク

・ノートパソコン

時計(貴金属を使用したもの)

・ グランドピアノ

美術品、骨とう品

〇対象となる奢侈品(財務省告示に基づく輸出禁止)

紙幣、金貨、金の地金

3. 今後の予定

令和 4 年 3 月 29 日(火曜日) 公布 令和 4 年 4 月 5 日(火曜日) 施行·適用

4. 関連資料

- 政令要綱
- 政令条文•理由
- 新旧対照表
- 参照条文
- ・ ロシア向け奢侈品輸出禁止措置概要

5. 関連リンク

- · 貿易管理 HP
- · 安全保障貿易管理 HP
- ・ ウクライナ情勢関連 HP

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長

猪狩 克朗

担当者: 平山、川目

電話:03-3501-1511(内線 3241)

03-3501-0538(直通)

03-3501-5896(FAX)

ばならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件(平成二十一年七月財務省告 示第二百二十五号) 外国為替及び外国貿易法第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなけれ

項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸 及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十九条第一 入を次のように指定する。 (昭和五十五年政令第二百六十号)第八条第一項の規定に基づき、 外国為替

- 輸出。ただし、 号イに掲げるもののうち、銀行券及び政府紙幣に限る。 年七月外務省告示第三百六十五号)で定めるものをいう。)に寄与する目的で行うもの その他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件(平成二十一 に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又は 又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議 入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画 又は証券(法第六条第一項第十一号に規定する証券をいう。 居住者又は非居住者によるロシア連邦を仕向地とする支払手段(法第六条第一項第七 居住者又は非居住者による支払手段(法第十九条第一項に規定する支払手段をいう。 次に掲げる支払手段の輸出を除く。 以下この号において同じ。)の 以下同じ。 の輸出又は輸
- ロシア連邦に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるも
- 次に掲げるもの (1) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであって、 ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、 (十万円に相当する額以下のものに限る。 衣料、 医薬品その他生活
- に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
- ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てら
- (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、 人道上の理由により特に必要と認められるもの

ばならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件(平成十八年財務省告示第四百四十三号) 外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなけれ

年十一月十五日から適用する。 及び外国貿易法 大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を次のように指定し、 (昭和五十五年政令第二百六十号)第八条第一項の規定に基づき、 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第十九条第二項の規定に基づく財務 平成十八 外国為替

- 出国し、 地若しくは船積地域とする貴金属の輸入。 又は税関に申告の上別送して、 六条第一項第十号に規定する貴金属をいう。 居住者又は非居住者による北朝鮮を仕向地とする貴金属(外国為替及び外国貿易法第 又は本邦へ入国する際、同表下欄に掲げるものとして貴金属を本人が携帯し、 輸出し、又は輸入しようとする場合を除く。 ただし、 以下同じ。)の輸出若しくは北朝鮮を原産 別表第一上欄に掲げる者が本邦から
- 定めるものをいう。)に寄与する目的で行うもの 活動に貢献し得る活動を指定する件(平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号)で 象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は サイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務 大臣が定めるもの 居住者又は非居住者による貴金属の輸出又は輸入であって、北朝鮮の核関連、 (国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対 弾道ミ
- 三 居住者又は非居住者によるロシア連邦を仕向地とする貴金属の輸出。 携帯し、 二上欄に掲げる者が本邦から出国する際、 又は税関に申告の上別送して、 輸出しようとする場合を除く。 同表下欄に掲げるものとして貴金属を本人が ただし、 別表第

別表第一

引越荷物	する者を除く。) 永住の目的をもって入国する者(一時的に出国して入国 引越荷物
携帯品、職業用具又は	する者を除く。)
	永住の目的をもって出国する者(一時的に入国して出国
技売品とは耶美月具	一時的に入国する者又は一時的に出国して入国する者
携帯品又よ 戦	一時的に出国する者又は一時的に入国して出国する者

別表第二

する者を除く。)	永住の目的をもって出国する者(一時的に入国して出国 携帯品、	一時的に出国する者又は一時的に入国して出国する者
引越荷物	携帯品、職業用具又は	携帯品又は職業用具

備考

「携帯品」とは、 手荷物、 化粧用品、 身辺装飾用品その他本人の私用に供すること

を目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。

- かつ、必要と認めら
- Ξ 目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。 「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するために供することを

ロシア連邦を目的地とする旅行の手配に関する 留意事項について(支払手段・貴金属の輸出禁止措置)

令和4年4月5日から、外為法に基づき、ロシア連邦を仕向地とする支払手 段(銀行券及び政府紙幣に限る。)及び貴金属の輸出については、原則として、 財務大臣の許可が必要となりました。

旅行者に対しても、上記措置の周知をお願いします。

〇例外(財務大臣の許可を受ける必要がない支払手段の輸出)

以下に掲げる支払手段は、財務大臣の許可を受けていなくても、輸出することができます。

- 1 ロシア連邦に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるもの
- 2 ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであって、次に掲げるもの(10万円に相当する額以下のものに限る。)
- ① ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
- ② ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

〇貴金属の範囲

「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物であって以下に該当するものをいいます。

- 1「金の地金、金の合金の地金」とは、金を含有する地金(金の含有量が全重量の100分の2未満のものを除く。)であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のものをいいます。
- 2 「流通していない金貨」には、強制通用力のある金貨のうち、その額面金額を超える価額で取引されるものを含みます。
- 3「金を主たる材料とする物」とは、金の地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は 価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいいます。
- (注)本人が携帯品として携帯して輸出する場合など、一定の要件に該当する輸出には財務大臣の 許可は不要です。なお、上記1~3に該当しない物であっても、輸出にあたり経済産業大臣の承 認を要する場合がありますので、ご留意願います。

お問合せ先

財務省国際局調査課 外国為替室 電話:03-3581-4111(内線)5289